

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター  
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯	
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00	
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)			
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00	
◇不動産相談	毎月第3水曜		
◎障害児者相談	毎月第3木曜		
保険・年金相談	毎月第4水曜		
◎女性相談	毎月第4金曜		
*法律相談	毎月第2金曜		10:00～16:00

◎電話による相談も可。

◇8・11月は司法書士が応相談。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料での相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 高齢者総合相談

日時 毎週月～金曜日 8時30分～17時30分

※土・日曜日は要望により対応します

問い合わせ 地域包括支援センター  
☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館  
(中央二丁目4-3) 9時～18時

※8/13～17は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原  
☎ 22-9102

## 国民年金相談日

日時 毎月第2水曜日 10時～15時

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所  
☎ 0823-22-1691

## 特設登記・人権相談所

日時 8月18日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## 司法書士無料法律相談会

日時 9月11日(日) 10時～16時

※予約は必要ありません。

場所 市民館2階第2・3会議室

相談事項 ①相続、遺言、遺産分割 ②成年後見 ③不動産・会社・法人の登記 ④裁判・少額訴訟 ⑤クレジット・サラ金等借金のお悩み ⑥近隣、夫婦・親子関係 ⑦悪質商法被害 ⑧交通事故 ⑨その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

問い合わせ 広島司法書士会事務局  
☎ 082-221-5345

## 高齢者・障害者の人権あんしん相談

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月5日(月)～11日(日)を全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 ☎ 0570-003-110

相談時間 8時30分～19時(ただし、土・日曜日は10時～17時)

実施機関 広島法務局、広島県人権擁護委員連合会

消費生活相談室便り  
～送りつけ商法にご注意を！～

## 相談内容

代金引換の宅配便で、皇室関係の写真集が届きました。高齢の母がよく分からないまま代金を支払いましたが、本人は注文していないと言い出し、同居の家族にも覚えがありません。宅配業者には返品・返金を申し出ましたが、テープをはがしたため引き取れないと言われました。

## アドバイス

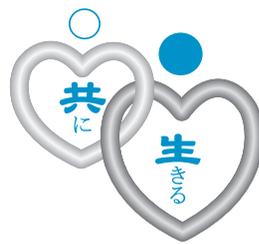
注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する「送りつけ商法」といわれるものです。

商品が送られてきた日から14日、または販売業者に引取りを請求した場合は、その日から7日を過ぎれば消費者の商品保管義務がなくなり、自由に処分できます。

しかし今回のように代金引換配達で商品が届き、その場で代金を支払った場合、実際には返金が難しい場合もあるようです。また、商品の保管期間中に商品を使用、消費すると購入を承諾したものとみなされます。

覚えのない荷物が代金引換で届いた場合は、その場での受取りは避け、家族に注文した者がいるかどうかを確認してから受け取るようにしましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなどと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## みんなで 助け合う

### 子どもへの虐待

子どもを取り巻く状況は、いじめ・体罰・不登校・虐待と、とても深刻です。中でも、家庭内における親や親族などの保護者による「しつけ」などと称した虐待や幼児の育児放棄が大きな社会問題になっています。

虐待は子どもへの心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応が必要です。

児童虐待防止法では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、虐待は次の4つのタイプに分けられています。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 保護の怠慢（ネグレクト）
- 心理的虐待

### 私たちができること（通告）

この法律では、「虐待を受けた児童」だけでなく、「虐待を受けたと

思われる児童」を見つけた場合も「速やかに通告しなければならぬ」と定めています。

児童虐待の背景には、家族間のストレスや経済的な問題、子育てにおける孤立に加えて社会的な要因などがあるといわれています。また、親の価値観、教育方針がいつのまにか虐待になっている場合もあります。

児童虐待はどこの家庭にも起こり得るのです。虐待をしている親自身が悩んでいる場合も多く、周囲の温かい支えと適切な支援が必要です。

- ・児童虐待を通告（通報）するのは、国民の義務です。
- ・子どもの虐待を「よその家のこと」としないでください。
- ・「虐待されている」という確信がなくても大丈夫です。
- ・誰から通告されたかは秘密にされません。
- ・結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。



虐待に周囲の人たちが早く気づき、通告（通報）することで、社会全体で「助け合う」ことにつながります。

### 被災地での助け合い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大勢の死者・行方不明者等を出し、今も多くの被災者が避難所等での生活を余儀なくされています。

被災地では、少ない水や食糧が供給され、小さな子どもや高齢者といったわり、お互いが助け合い分かち合う中で、今までにない困難を乗り越えようと努力されています。

一方で、避難所等での生活の長期化や震災による精神的なストレスなどにより、女性への性暴力や配偶者間暴力（DV）、児童虐待が懸念されており、予防と被害者支援の取り組みが進められています。

必要な時は、専門家の支援を受けながら、互いに支え合って、共に生きるということが大切です。みなさんも、社会全体で「助け合う」ことについて考えてみましょう。

### 児童虐待の相談窓口

- 家庭児童相談室  
☎ 22-13544
- 子ども福祉室  
☎ 22-17742
- 広島県西部子ども家庭センター  
☎ 082-1254-0381

### 人権のまち竹原 市民研究集会

日時 8月19日（金）18時30分～20時  
 場所 竹原市勤労青少年ホーム 3階軽運動場  
 演題 「生きる～ぼくにとっての母～」 講師 詩画家 はら みちを さん  
 入場 無 料（グッズ販売あり）

講師プロフィール 1928年神戸市生まれ。脳性小児麻痺のため、母親に背負われて学校へ通う。1968年頃から、母をテーマに創作詩画として独自の世界を作り上げていく。1989年、日ソ文化使節団として、詩の朗読と作品100点の巡回展を開催。2006年に道の駅ふおレスト君田に「はらみちを美術館」開館。全国各地で、詩画展覧会を開催している。

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

